

65歳以上の方の介護保険料が変わりました！

介護保険制度とは

介護保険制度とは、心身の機能が低下して介護が必要になったときに介護サービスを利用できる制度で、サービスの利用者が、費用の一部を自己負担し、残りの9割を40歳以上の方が納める保険料と公費(税金)で賄いながら、介護を必要とする方を、社会全体で支えていくものです。

介護保険料の算出

65歳以上の方(第1号被保険者)の介護保険料は、3年ごとに策定する「介護保険事業計画」の中で、介護サービスに係る給付額に応じて改定されます。平成18年度から20年度の介護保険料は、今後3年間の村の介護サービス費用を推計して算出したものです。

また、村では平成16・17年度に介護給付の財源が不足したため、県の財政安定化基金から借り入れを行いました。そのため、サービス費用のほか、借り入れの返済に必要な額も介護保険料から賄うこととなります。

低所得者に配慮

個人ごとの介護保険料は、負担能力に応じた所得段階で決まります。そこで、平成18年度から世帯全員が住民税非課税の方のうち、本人の年金収入額などが少ない方を新たに第2段階とし、調整率が従来の0.75倍から0.5倍に引き下げられました。

特別徴収(年金天引き)の対象が拡大

これまで、高齢・退職などで、年額18万円以上の年金を受けている方を対象に、特別徴収を行ってきましたが、平成18年度からは、新たに、遺族・障害年金についても特別徴収の対象となります。

村の基準額

介護保険料の基準額(年間)は、平成15年度から17年度は3万3,960円でしたが、平成18年度から20年度は4万7,760円となります。なお、個人ごとの介護保険料は前年の所得に応じて段階ごとに決まります(下表参照)。

所得段階	対象者	調整率	年額保険料 (基準額×調整率)
第1段階	生活保護を受けている方、または、老齢福祉年金受給者で世帯全員が住民税非課税の方	0.5	23,880円
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、前年の合計所得金額+課税年金収入が80万円以下の方	0.5	23,880円
第3段階	世帯全員が住民税非課税で、第2段階以外の方	0.75	35,820円
第4段階	世帯の中に住民税課税者がいるが、本人は非課税の方	1.0	47,760円
第5段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円未満の方	1.25	59,700円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額が200万円以上の方	1.5	71,640円

介護保険料の上昇を緩和

税制改正の影響で住民税が課税となることを受けて、介護保険料の所得段階が上がった方については緩和措置を行い、平成18・19年度の保険料は、段階的に移行します。

保険料の徴収猶予と減免

特別な事情や生活の困窮のために、介護保険料が納められない場合はご相談ください。

●問 合せ 福祉部高齢福祉課介護保険係(☎282-1711 内線1164)

線1281)

問 合せ

議会事務局(☎282局1711 内

●委員会報告 報告16件。主なものは、「白方小学校移転改築に伴う請願書」、「児童の安全を守るため白方小学校は是非、現地に改築してください!」です。この2件の請願については、委員会では「採択」となりましたが、本会議では「不採択」となりました。なお、「採択」とは議会が請願内容に賛成である意思を表示するものです。

●議員提出議案 提案4件。主なものは、「早急な原子力発電所の耐震設計指針の見直しを求め意見書」(可決)、「議員の議会等の出席時の費用弁償廃止の条例の一部改正」(可決)です。

●村長提出議案 予算関係の議案を中心に、条例関連23件、予算関連24件、その他9件の合計56件は、すべて可決されました。

●傍聴席

平成18年第1回東海村議会定例会が、3月1日から23日まで開催されました。